【自動車点検基準】〇事業用自動車の定期点検基準･点検の実施方法

	点検時期 点検箇所	３月ごと	点検実施の方法
かじ取り装置	ロッド及び アーム類	（※１） 緩み､がた及び損傷	〇リフト･アップなどの状態で､ロッド､アーム類について、可動部分を操舵力の伝わる方向に手で揺らすなどして、次の点検を行います。 ・連結部にがたがないか。 ・取付部に緩みがないか。 ・曲がりや損傷かないか。 ・割ピンが欠損してないか。
	ナックル	（※１）連結部のがた	〇リフト･アップなどの状態で､補助者にブレーキ･ペダルを踏ませ、タイヤの上下に手を掛けて動かし､キング･ピン又はボールジョインにがたがないかを点検します。
	パワー･ステアリング装置	１ベルトの緩み及び損傷	〇定ぬられたプーリ間のベルト中央部を手(約１０ｋｇ)で押したとき､たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 〇ベルト全周にわたって内側、側面に著しい摩耗、損傷、亀裂がないか目視などにより点検します。
		（※１） ２油漏れ及び油量	〇リフト･アップなどの状態で､次の点検を行います。 ・ギヤ･ボックス、オイル･ポンプ､ホース､パイプ､接続部などからオイル漏れがないか。 ・ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 〇アイドリング状態でハンドルを数回据え切りおして油温を上げた後､リザーバ･タンクのオイル量を点検します。（車両によっては､冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあります。）
制動装置	ブレーキ･ペダル	１遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間	〇エンジン停止状態でブレーキ･ペダルを数回踏み、ブースター内を大気圧にしてから､ブレーキ･ペダルを手で抵抗を感じるまで押し､遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどこより点険します, 〇エンジンをかけた状態でブレーキ･ペダルを強く踏み込んで､ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどこより点検します。 また､踏みごたえから、エアの混入がないかを点検します。
		２ブレーキのきき具合	〇乾燥した路面を走行してブレーキ･ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ､進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検します。 〇ブレーキ･テスタで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検します。
	駐車ブレーキ機構	１引きしろ	〇バーキング･ブレーキ･レバー (ペダル)を規定の力で操作作したとき､引きしろ(踏みしろ)が､規定のノッチ数(ラチェットかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検します。 〇トラック､バスなどにおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては､エンジンをかけて規定の空気圧の状態で､レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく､かつ､空気の排出音が聞こえること。 また､駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点険します。
		２ブレーキのきき具合	〇乾燥した急坂(５分の１〔２０％〕勾配）の路面で､停止状態かが保持できるかを点検します。 〇ブレーキ･テスタで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検します。 ただし､トラック、バスなどこおいて用いられるホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては､エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(又はテストボジション)まで引き点険します。

制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷および	○リフト･アップなどの状態で､次の点検を行います。 ・ホース、パイプ及び接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検します。 ・走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ及びホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検します。 ･ホースに劣化によるふくらみ､亀裂及び損傷がないかを目視などにより点検します。 ･接続部及びクランプに緩みなどがないかをスパナなどにより点検します。
		漏れ、損傷及び取付状態	○エア･ブレーキにあっては､リフト･アップなどの状態で、ホース及びパイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検し。 又はエンジンを始動させ､タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検します。
	リザーバ･タンク	液量	○リザーバ･タンクの液量が規定の範囲(ＭＡＸ～ＭＩＮなど)にあるかを点検します。 ○リザーバ･タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検します｡また､通気孔のある場合は、通気孔の詰まりを目視などにより点検します。
	ブレーキ･チャンバ	ロッドのストローク	○規定切空気圧の状態で、当該点検の補助者にブレーキ･ペダルを杯に踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
	ブレーキ･ドラム及び ブレーキ･シュー	１ドラムとライニングとのすき間	＜自動調整方式＞ ○リフト･アップなどの状態で､ブレーキ･ペダル又はパーキング･ブレーキ･レバーを数回操作し､ブレーキ･シューを安定させた底タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検します。 ＜手動調整方式＞ ○リフト･アンブなどの状態で､ブレーキ･ペダル又はパーキング･ブレーキ･レバーを数回操作し、ブレーキ･シューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネス･ゲージにより､又は点検孔のないものはアジャスタにより､すき間を点険します。（ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については､駐車ブレーキ機構に異状がなければ､この点検を省略できます。）
		（※１） 2 シューの摺動部分及びライニングの摩耗	○ライニングの残量を直接確認できる点検孔を有する構造又はドラム･カバーが取り外せる構造の車両車にあっては、次の方法により点検を行うことができます。 ただし、点険の結果、ライニングの残量がその使用限度に近づいている場合その他異常が認められる場合は、ドラムを取り外して行います。 ・ドラム･カバーを取り外すことにより、又はライニング残量点検孔から､ライニングの残量･目視により点検します。また、ライニングの端面に亀裂、剥離などの損傷がないかを目視などにより点検します. ・低速で走行中に緩やかにブレーキ･ペダルを踏んだ際に､ブレーキから異音が発生しないかを確認することによってリベット及びボルトの緩みを点検します。 ・リフト･アップなどの状態でタイヤを回し､ブレーキ･ペダルを踏んだ状態からペダルを放した際に、すぐにタイヤが回せるかによって､シューの戻り不良(ブレーキの引きずり)がないかを点検します。 ○リフト･アップなどの状態で､ブレーキ･ドラムを取り外し､次の点検を行います。 ・ライニンに異常な摩耗、損傷及び剥離がないかを目視などにより点険します。 ・ライニングの厚みをスケールなどこより点検します。 ・リベット､ボルトに緩みがないかを点検します。 ○必要がある場合には、シューを分解し､次の点検を行います。 ・ブレーキ･シューの摺動部に異状な摩耗や損傷がないか。 ・アンカ･ピンに異常な摩耗がないか、又はさび付いていないか。

制動装置	ブレーキ･ドラム及び ブレーキ･シュー	（※１）シューの摺動部分及びライニングの摩耗	・リターン･スプリングにへたりがないか。 ・調整装置がスムーズに作動するか。 （ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される自動車については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略きます。）
	ブレーキ･ディスク及び パッド	（※１）１ディスクとパッドとのすき間	○リフト･アップなどの状態で､タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検します。
		（※１）２パッドの摩耗	○リフト･アップなどの状態で､ホイールを取り外しキャリパ･ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点険します。 また､必要に応じてスケールなどにより点険します。
	センタ･ブレーキ･ドラム及びライニング	１ドラムの取付けの緩み	○リフト･アップなどの状態で､センタ･ブレーキの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどこより点検します。
		２ドラムとライニングとのすき間	○リフト･アップなどの状態で､パーキング･ブレーキ･レバーを数回操作し､ブレーキ･シューを安定させた後､点検孔のあるものは、シックネス･ゲージにより、また､点検孔のないものは､アジャスタにより、すき間を点検します。
走行装置	ホイール	（※１） １タイヤの状態	○リフト･アップなどの状態で､次の点検を行います。 ・タイヤ･ゲージを用いて､空気圧が規定値であるかを点検します。必要がある場合にはスペア･タイヤについても点検します。 ・タイヤの全周こわたり、亀裂や損傷がないか、釘､石及びその他の異物がささったり､かみ込んだりしていないか、かつ、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検します。 ・タイヤの接地面に設けられているウェア･インジケータ(スリップサイン)の表示により点検するか、又はタイヤの接地面の全周にわたり､溝の深さが規定値以上あるかをディプス･ゲージなどにより点検します、
		２ホイール･ナット及びホイール･ボルトの緩み	○ホイール･ナット､ホイール･ボルトに緩みがないかをホイール･ナット･レンチなどにより点検します。 ○大型車にあっては次の点検を行います。 ・ＪＩＳ方式のシングルタイヤ及びＩＳＯ方式のタイヤの場合は､トルク･レンチを用いるなどによりホイール･ナットを規定トルクで締め付けます。 ・ＪＩＳ方式のダブルタイヤの場合は､ホイール･ボルトの半数（１個おき）のアウター･ナツトを緩めて､インナー･ナットをトルク･レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。次に緩めたアウター･ナット、トルク･レンチを用いるなどにより規定トルクで諦め付けます。その後、ホイール･ボルトの残りの半数のアウター･ナット及びインナー･ナットについても同様の措置を講じます。 ○リヤ･シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル･シャフトの取付けナット及びボルトに緩みかないかを点検します。
		（※１） ３フロント･ホイール･ベアリングのがた	○リフト･アンプなどの状態で､次の点検を行います。 ・タイヤの上下に手をかけて動かし、がたがないかを点検し､がたがあったとき場合には、ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検し、ホイル･ベアリングのがたであるかどうかを点検します。（ブレーキ･ペダルを踏んで再度点検した時にガタがなければ、サスペンションなどのがたではなくホイール･ベアリングのがたとなります､） ・ディスク･ホイールを回転させて､異音かないかを点検します。 ・必要がある場合には、フロント･ホイール･ベアングを取り外し、ベアリングなどに摩耗や損傷､泥水などの侵入がないかを点検します。
緩衝装置	リーフ･サスペンション	スプリングの損傷	○リフト･アップなどの状態で､リーフ･スプリングに折損､亀裂などかないかを目視などにより点をします。
	エア･サスペンション	１エア漏れ	○エンジンを始動させ､タンク内圧力が規定値にたしたときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点険します。 ○リフト･アンプなどの状態で､ベローズ､レベリング･バルブ及びパイプの接合部などに石けん水などを塗って､エア漏れがないかを点検します。

緩衝装置	エア･サスペンション	（※１） ２ベローズの損傷	○リフト･アップなどの状態で､ベローズに損傷がないかを目視などにより点検します。
		（※１） ３ 取付部及び連結部の緩み及び損傷	○リフト･アップなどの状態で､次の点検を行います。 ・ラジアス･ロッド、スタビライザ､リンケージなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・取付部及び連結部に損傷かないかを目視などにより点検します。
	ショック･アブソーバ	油漏れ及び損傷	○リフト･アンプなどの状態で、目視などにより､次の点検を行います。 ・ショック･アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 ・取付部に損傷がないか。
動力伝達装置	クラッチ	１ペダルの遊び及び切れたときの床板とのすき澗	○クラッチ･ペダルを手で抵抗を感じるまで押し遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します｡このとき、マスタ･シリンダと一体型の倍力装置付きクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ･ペダルを数回踏み込んで､タンク内圧力を大気圧にして点検します。 ○レリーズ･フォーク先端を手で動かしレリーズ,フォーク先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 (無調整式･レリーズ･シリンダの場合は点検は不要です｡) ○アイドリング状態でパーキング･ブレーキを確実に作動させ、さらに、ブレーキ･ペタルを踏んだ状態で１速にシフトしてクラッチ･ペダルを徐々に離し、クラッチがつながる直前のクランチ･ペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチ･ペダルを踏み込んだ位置からのすき間)が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。
		２作用	○アイドリング状態でクラッチ･ペダルを踏み込んだとき､異音がなく､異常に重くないかを点検します。 また、１速又は後退(リバース)への変速操作がスムーズにできるかを点検します. ○クラッチ･ペダルを徐々に離し発進したとき、滑りがなく､接続がスムーズであるかを点検します。
		３液量	○リザーバ･タンクの流量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検します。
	トランスミッション及び トラノスファ	（※１） 油漏れ及び油量	(オイル漏れの点検) ≪M／T車≫ ○リフト･アップなどの状態で､トランスミッション及びトランスファの本体周辺(ケースの合わせ目)やオイル･シール部からオイル漏れがないか目視などにより点検します。 ＜A／T車＞ ○リフト･アップなどの状態で､トランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイルシール部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検します｡また、オイル･クーラ･ホースに亀裂や損傷がないかを点検します。 (オイル量の点検} ＜M／T車＞ ○リフト･アップなどの状態で､トランスミッション及びトランスファのフィラ･プラグを取り外し､プラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。（オイル漏れがなければオイル量は正常と判断して､この点検を省略できます。） ＜A／T車＞ ○水平な場所に車両を止め､パーキング･ブレーキを確実に作動させてエンジンを暖機し、アイドリング状態で､ブレーキ･ペダルを踏み込んだ状態でシフト･レバーをゆっくり各レンジにシフトした後(車両こよつては､N レンジ)に戻します。そして､レベル･ゲージによりオイル量を点検します。 ○レンジ操作の際、シフト･レバーに異状な重さやがたがなくポジション･インジケータの表示と一致しているかを点検します。

動力伝達装置	プロペラ･シャフト及び ドライブ･シャフト	（※１） 連結部の緩み	○リフト･アップなどの状態で､プロペラ･シャフトのジョイント･フランジ･ヨーク取付ボルト､ナット､センタ･ベアリング･ブラケット取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ○リフト･アップなどの状態で、ドライブ･シャフトの取付けナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。
	デファレンシャル	（※１） 油漏れ及び油量	○リフト･アップなどの状態で､デファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検します, ○リフト･アップなどの状態で､フィラ･プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検します。 (オイル漏れがなければオイル量は正常と判断して、この点検を省略できます。
電気装置	点火装置	（※１） １点火プラグの状態	○スパーク･プラグ（白金プラグ及びイリジウム･プラグを除く)を取り外し、次の点検を行います。 ･電極に汚れ､損傷及び摩耗がないか､また､絶縁碍子に損傷がないかを目視などにより点検します。 ･中心電極と接地電極とのすき間（プラグ･ギャップ）が規定の範囲にあるかをプラグ･ギャップ･ゲージなどにより点検します。
		２点火時期	○エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で､タイミングライトを用いて点火時期が適切であるかをクランク･プーリなどの合わせマークを見て点検します。
	バッテリー	ターミナル部の接続状態	○ターミナル部が緩みや腐食により接続不良でないかを点検します。
	電気配線	接続部の緩み及び損傷	○エンジンルーム内の電気配線について､次の点検を行います。 ・接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検します。 ・電気配線に損傷がないか､かつ､クランプに緩みがないかを目視などにより点検します。 ・電気配線が他の部品と干渉するおそれかないかを点検します。 ○必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検します。
原動機	本体	（※１）１エア･クリーナエレメントの状態	エレメントを取り外し、汚れ､詰まり､損傷などがないかを目視などにより点検します。
		２低速及び加速の状態	○エンジンを暖機させた状態で､アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検します｡また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検します。 ○エンジンを徐々に加速したとき､アクセル･ペダルに引っ掛かりがないか、また､エンスト､ノッキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検します。
		３排気の状況	＜ガソリン車ＬＰＧ車＞ ○エンジンを十分に暖気させた状態で回転計を用いてアイドリング回転数か規定の範廻にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検します｡また､アイドリング時のＣＯ（一酸化炭素)及びＨＣ(炭化水素)の排出濃度をＣＯ･ＨＣテスタにより点検します。 ＜ジーゼル車＞ ○エンジンを十分に暖気させた状態で､異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検します。
	潤滑装置	油漏れ	○リフト･アップなどの状態で、目視などにより､次の点検を行います。 ・シリンダ･ヘッドカバー、オイル･パン､ドレーン･プラグなどからオイル漏れがないか。 ・オイル･クーラ･ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないか。

原動機	燃料	燃料漏れ	○リフト･アップなどの状態で、目視などにより､次の点検を行います。 ・フューエル･タンク、フューエル･ポンプ､ホース､パイプ､キャブレータ､インジェクタ､ノズル･ホルダ､インジェクション･ポンプなどから燃料漏れがないか。 ・フューエル･ホース及びパイプに亀裂及び損傷がないか。 ・ホース及びパイプのクランプの取付に緩みがないか。 ・クランプのゴム等の劣化等によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	冷却装置	ファン･ベルトの緩み及び損傷	○定められたプーリ間のベルト中央部を手(約１０Ｋｇ)で押したときのたわみ量が､規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検します。 又は､ベルト･テンション･ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検します。 ○ベルトの全周にわたっての内側や側面に摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検し.ます。
エグゾースト･パイプ及びマフラ	（※１） 取付けの緩み及び損傷	○リフト･アップなどの状態で次の点検を行います。 ・エグゾースト･パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検します。 ・エグゾースト･パイプ､マフラ及び遮熱板の取付ボルト､ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検します。 ・ラバー･ハンガーの劣化や損傷､取付状態を点検します。 ・エグゾースト･パイプ､マフラ及び遮熱板の損傷や腐食がないかを点点検します。 ・エグゾースト･パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれかないかを点検します。 ・エンジンを始動し､接続部などにより排気ガスが漏れていないかを点検します。
エア･コンプレッサ	エア･タンクの凝水	○エア･タンクのドレン･コックを開き､タンクに水がたまっていないかを点検します,
高圧ガスを燃料とする燃料益葦等	導管及び継手部のガス漏れ及び損傷	○ベーパライザ､導管及び継手部に石けん水などを塗って、ガス漏れがないかを目視などにより点検します。 ○導管及び継手部に損傷がないかを目視などにより点検します。
車枠及び車体	１緩み及び損傷	○リフト･アップなどの状態で､フレーム、サイド･メンバ､クロス･メンバなどのリベット及びボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検します。 ○チルト式キャブにあっては、キャブ･チルト･ロック装置､ヒンジなどの各部に緩み及び損傷がないかを目視などにより点検します｡また､機能に異状かないかを点検します。 ○物品積載装置､巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検します｡また、物品積載装置､巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検します。 ○ドア、エンジン･フード、バック･ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で働かすなどして点検します。また、損傷がないかを目視などにより点検します。 **（※2）○スペアタイヤ取付装置に緩み、がた及び損傷がないかをスパナ、目視、手で揺するなどして点検すること** **（※2）○スペアタイヤが傾きや緩みなく確実に取り付けられているかを目視、強く押すなどして点検すること** **（※2）○ツールボックスの取付部に緩み及び損傷がないかをスパナ、目視などにより点検すること**
その他	シャシ各部の給油脂状態	○シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検します。 ○給油脂部のダスト･ブーツの破損並びにグリース･ニップルの脱落及び緩みを点検します。 ○自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロット･ランプの点灯により､給脂が十分であるかを目視などにより点検します。

（注）（※１）印の点検「自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行った日以降の走行距離が３ヶ月間当たり２千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことができる,

（※2）印の点検は、車両総重量８ｔ以上の自動車に限る（施行：平成３０年１０月１日）